

事業承継のはじめの一步！経営者と後継者が知っておきたい！

～自社株(非上場株式)の贈与・相続税の悩みを解決！～

# 特例事業承継 税制活用 セミナー

日本企業の99.7%を占める中小企業は、経営者の高齢化や後継者の不在による事業承継の課題を抱えています。その対策として、2008(平成20)年に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が成立し、その一環として事業承継税制が創設されました。事業承継税制とは、一定の要件などを満たした場合、後継者が贈与または相続などで取得した株式などにかかる贈与税・相続税の納税を猶予し、その後、先代経営者の死亡などで猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。2018(平成30)年には、事業承継のさらなる促進のため、10年間の期間限定の特例措置として「法人版事業承継税制の特例」が創設されました。この特例措置を受ける際、特例承継計画の提出(提出期限、令和6年3月31日)が必須になります。本セミナーでは、その特例事業承継制度の全体概要と特例承継計画の作成のポイントを解説します。また、経営者の相続問題や民法特例を使った遺留分対策も含めてのセミナーとなります。是非、この機会に皆様多数のご参加をお待ちしています。

## 【主な講座内容】

- ◎事業承継の現状
- ◎事業承継の概要
- ◎事業承継税制特例納税猶予とは
- ◎活用時のリスクと対策
- ◎特例承継計画の作成と提出のメリットとは
- ◎突然の事業承継が起こったら

## 《講師プロフィール》

合同会社ますます 代表社員  
認定経営革新等支援機関

かいばら おさむ  
貝原 收 氏



関西大学卒業後、福岡の広告代理店に就職。広告代理店勤務時代には、ハウステンボスの開業プロジェクトに出向した経験を持つ。

その後、外資系生命保険会社の営業経験を積んだ後、2010年に独立しFP事務所を開業。自ら生命保険募集人をしながら、経営コンサルタントとしても活動。2015年には、経産省・財務局より経営革新等支援機関として認定を受け、相続・事業承継コンサルタント業務を金融機関や士業・各専門家との連携を開始。2017年合同会社ますます(コンサル業)を開業。また、セミナー講師としても商工会議所、企業、出版社、官公庁での実績多数。

視聴期間 令和5年2月27日(月)～3月17日(金) 《※期間限定公開》

## 視聴方法

お申込みをいただいた方へのみ、別途メールにて、視聴方法の動画URL・パスワード等)をご案内いたします。  
事前にお申込みの方は2月20日(月)までにご案内いたします。  
期間内ご都合の良い時にご視聴いただけます。

## 申込方法

※FAX：このチラシに下記必要事項をご記入のうえ、送信をしてください。

※WEB：右記QRコードを読み取り、必要事項を記載のうえ、メールでお申し込みください。



受講  
無料

## 問合せ先

市川商工会議所(担当者：山澤・中村) E-mail:yamazawa@ichikawa-cci.or.jp  
(TEL 047-377-1011 FAX 047-377-1048)【主催】市川商工会議所 中小企業相談所

期間限定公開 WEB配信 「特例事業承継税制活用セミナー」 受講申込書 ※このままのサイズでFAXして下さい。

事業所名		TEL	-	-
住所		FAX	-	-
受講者名		E-mail	@	